

諏訪市空店舗等活用補助金のご案内

市内の空店舗等を賃借又は購入して新たに事業を開始する方へ、空店舗等の改修経費の一部を補助することで、空店舗等の有効利用と商業振興を図り、まちの賑わいづくりにつなげます。

◎補助金を受けるには・・・(全体の要件)

- 中小企業者（個人事業主含む）であること。
※法人は市に「法人設立（設置）届出書」を提出していること。
- 住所を有する又は所在する市区町村の税等の滞納が無いこと。
- 新設または増設の店舗であること。
※市内の既存店舗からの移転は対象とならない場合があります。
- 空店舗等とは3ヵ月以上経過しても入居者が決まっていない店舗等であること。
- 2年以上継続して営業することが見込まれ、営業時間が1日6時間以上かつ、営業日が週5日以上であること。（認定経営革新等支援機関の経営指導を受けること）
- 地域の商工会や商業会等の会員であるか、出店後速やかに会員となること。
- 営業に際し必要な法律に基づく資格及び許可等を持っていること。

【対象業種等】

卸売業、小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業等）などの指定業種

★対象業種内でも除外のものもあります。詳しくはお問い合わせください★

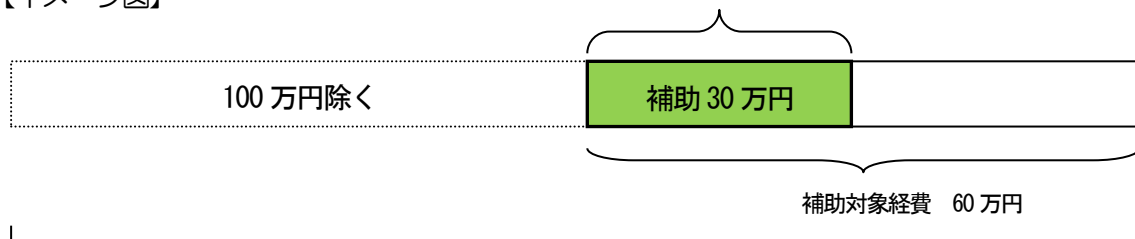
ただし、対象業種であっても次の場合は対象外となります。

- ①店舗内での販売またはサービスの提供を主に行わない、人の出入りが少ないもの、大部分が事務所や倉庫等での利用とみなされるもの。
- ②床面積の合計が、1千㎡を超えるもの。または大型商業施設内のテナント型店舗
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める営業。

改装費用（消費税を含む）		補助金額=100万円を除いた額×1/2の金額 （※1千円未満の端数は切り捨て）	
1円～100万1千円		対象外	
100万2千円～		1千円～上限額（※下記参照）	
上限額	諏訪市立地適正化計画における	都市機能誘導区域	60万円
	〃	居住誘導区域	45万円
	〃	その他の区域	30万円

【イメージ図】

◎補助対象経費 60万円の1/2=30万円（区域により上限額は異なる）

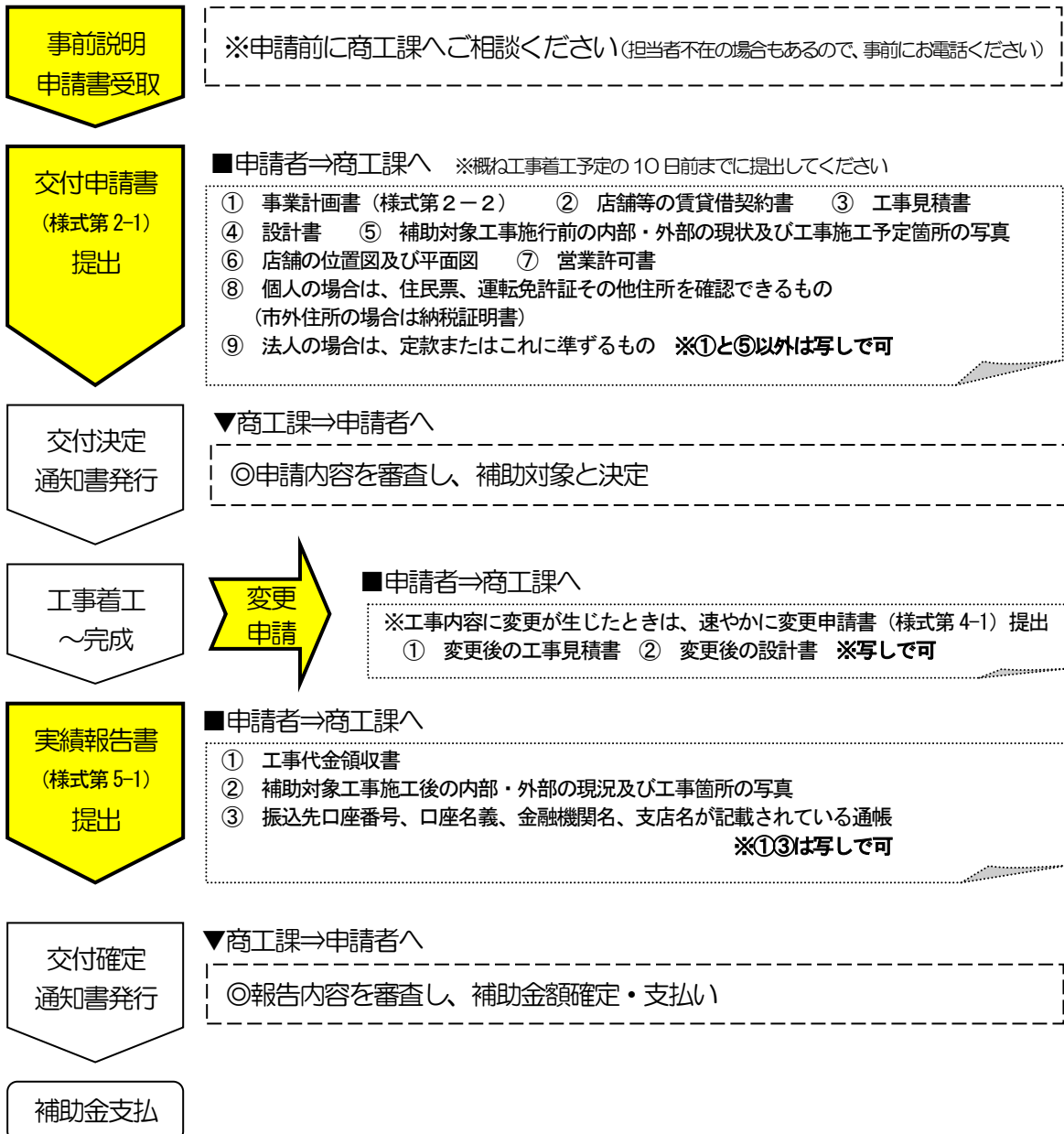


裏面に続きます

補助対象経費	(1) 店舗本体の改装費用（本体工事費、内装費、外装費、給排水設備費、電気設備費、空調設備費） (2) 本体工事と同時に行う、建物に付属した看板の設置工事費。 (3) 消耗品費または備品購入費は <u>対象外</u> 。
その他	他の補助制度や制度資金の対象となっていないこと。

＜ご注意ください＞**補助金交付決定前の事前着工は対象外となります。**

★申請の流れ★



不明な点は事前に下記へお問い合わせください。

◆お問い合わせ先 諏訪市経済部商工課商業振興係 TEL 52-4141(内線431)